



**エアバス
サプライヤー
行動規範**

AIRBUS

調達リーダーシップ チーム



Jürgen Westermeier
エアバス社
最高調達責任者



Dominique Arnal
調達、サプライチェーン・物流、
防衛・宇宙担当主任



Antoine Baux
エアバス・ヘリコプターズ、
戦略的調達担当エグゼクティブ・
ヴァイスプレジデント



Olivier Cauquil
エアバス社グループ
一般調達担当主任

エアバス サプライヤー行動規範

エアバスは、航空宇宙分野と防衛分野の世界的企業であり、エアバス・ディフェンス・アンド・スペースとエアバス・ヘリコプターズの 2 つの部門と共に、自社のビジネス慣行が適用されるすべての法律、規制ならびに倫理的なビジネスの基準と原則に確実に準拠するようにし、かつ、責任と誠実さと持続可能性の文化を醸成することを誓約しています。

そして国連グローバル・コンパクトの加盟企業として、人権、労働および環境のための慣行を尊重しながら、自社組織内で、さらにビジネス関係を通じて、コアバリューを実現することに力を入れています。とりわけエアバスでは、公共であれ民間であれ、あらゆる形態の腐敗、現代版奴隷労働、そして児童労働を一切容認していません。

当社のサプライヤーは、エアバスのエコシステムの不可欠な構成要素であり、サプライチェーンの管理の在り方を継続的に改善するという当社の目標の達成に貢献する重要な役割を担います。

このエアバス・サプライヤー行動規範は、企業倫理の実践に関する国際フォーラム (IFBEC、最後のページを参照) のモデルに基づいて策定されており、エアバスのサプライヤーとサードパーティに課される基本要件を規定するものです。さらに、国際的に認められた基準や慣習に沿ったエアバスの価値観と原則を示すものでもあります。

エアバスではすべてのサプライヤーに、責任あるビジネス慣行と持続可能な発展へのコミットメントをお願いしています。サプライヤーは、所在地を問わず、あらゆるビジネス活動を本サプライヤー行動規範に従って行う必要があります。さらに、これらの原則を自社のサプライチェーンへと落とし込み、法令遵守にとどまらずに社会や環境への責任や企業倫理を推進することも求められています。この当社とサプライヤーの共同でのコミットメントは、両者の成功、適用法への準拠、そして業界の持続可能な未来を確保するための重要な要素となります。

1 法令遵守

サプライヤーは、自社の事業に適用されるすべての法令を遵守しなければなりません。これには、自国以外に事業の運営やサービスの提供を行うすべての国の現地の法令も含まれます。

2 人権

サプライヤーには、自社の従業員ならびに自社のサプライヤーの従業員を尊厳をもって扱い、かつ公平な雇用慣行を促進することにより、人権を尊重したやり方でビジネスと業務を行うことが求められます。これには、公正で競争力のある賃金の支払い、ハラスメントやいじめや差別の禁止、児童労働、強制労働、債務労働または年季奉公労働あるいは囚人労働の使用の禁止、ならびにいかなる目的であれ人身取引に関与しないことが含まれます。

サプライヤーには、自社の活動に関連する、または自社のビジネス関係を通じて生じるリスクならびに実際の人権への悪影響を特定することが求められます。そして、リスクを低減して、自社の業務が人権侵害の原因や一因となることがないようにするため、ならびに自社の活動が直接の原因または一因となるか、ビジネス関係を通じて生じたあらゆる悪影響を是正するために、適切な措置をとる必要があります。

2.1 児童労働

サプライヤーは、業務の実行に児童労働を用いていないことを保証する義務があります。「児童」とは、労働が行われる場所での法定雇用最低年齢、あるいは国際労働機関(ILO)が定める最低労働年齢のうち、いずれか高い方に満たない者を指します。

18歳未満のすべての労働者は、危険である可能性が高い、または健康や身体的、心理的、社会的、精神的あるいは道徳的な発達に有害である可能性がある作業から保護されなければなりません。

2.2 人身取引、強制労働、債務労働または年季奉公労働を含むあらゆる形態の現代版奴隷

サプライヤーには、人身取引、強制労働、債務労働または年季奉公労働を含むあらゆる形態の現代版奴隷労働への関与を防止する義務があります。

すべての仕事は、従業員が自発的に従事するものであるべきです。

サプライヤーには、すべての従業員に対し、従業員が理解できる言語で書かれた、賃金、労働時間、福利厚生、その他の労働条件や雇用条件に関する従業員の権利と責任を明確に示した書面による契約書を交付することが求められます。

サプライヤーは、適用法で義務付けられる場合を除き、雇用の条件として、いかなる形式の従業員の身分証明証(パスポートや就労許可証)も保持してはならず、また、こうした文書を破棄したり入手を拒否したりすべきではありません。

サプライヤーは、直接的であるか間接的であるかを問わず、労働の前提条件として、従業員に手数料、採用費、預託金を請求してはなりません。

サプライヤーは、労働者が、合理的な通知を行った後に雇用を終了し、未払いの給与をすべて受け取る権利を尊重しなければなりません。

サプライヤーは、労働者がシフト後に職場を離れる権利を尊重しなければなりません(賃金、福利厚生、労働時間の項も参照)。

3 雇用慣行

3.1 ハラスメントといじめ

身体的、精神的、性的、ならびに言葉による嫌がらせ、威嚇、またはその他の虐待的な行為のない雇用環境を従業員に確実に与えることが、サプライヤーには求められます。

3.2 多様性とインクルージョン

サプライヤーには、従業員が人種、肌の色、宗教、性別、年齢、出身民族または出身国、障害の有無、性的指向や性的嗜好、性自認、配偶者の有無、市民権の状態、政治的嗜好その他の個人的特性に関わらず、尊厳と敬意ならびに公平性をもって扱われる、多様性と包摂性のある労働環境を促進することが求められます。

サプライヤーには、従業員と採用応募者に対して、差別のない平等な雇用機会を提供し、差別を禁止するあらゆる法令に準拠することが求められます。

サプライヤーは、採用、給与、福利厚生、昇進、契約の終了、退職を含む雇用が、個人の特性ではなく能力に基づいて行われることを保証しなければなりません。

3.3 賃金と福利厚生

サプライヤーは、現地の法律により定められた最低限の報酬を労働者に支払い、法律で義務付けられたすべての福利厚生を提供しなければなりません。通常の勤務時間に対する支払いに加え、必ず残業に対しても労働者に賃金を支払わなければならない、この残業代は、法定割増賃金率によるか、あるいは該当する法律が存在しない国では、通常の時間給と同等以上の賃金率によるものとします。

サプライヤーは、懲戒処分としての賃金の減額や、国内法に定められていないその他の減額を認めてはならないものとします。

3.4 労働時間

サプライヤーには、労働、休憩時間、最長連続勤務日数、ならびに年次休暇について規定する国際労働機関（ILO）の基準を考慮した上で操業することが求められます。通常の週間労働時間を超える労働は自発的なものでなければならず、サプライヤーは、すべての従業員に対して、7日間ごとに少なくとも24時間以上の連続した休憩期間を与える必要があります。

3.5 社会対話と結社の自由

サプライヤーには、ハラスメント、威嚇、罰則、干渉、報復の恐れなく、労働者が自由に結社し、労働条件に関して経営陣とオープンにコミュニケーションをとる権利を尊重することが求められます。

サプライヤーには、労働者に対して、適切な国内の法的枠組み内での自ら選んだ結社への参加または不参加を含む法的に認められた結社の自由権を行使するあらゆる権利を認めて尊重することが求められます。

3.6 懲戒および苦情処理制度

サプライヤーには、従業員の働き方や行動、欠勤に関する懸念があった場合に対処するための、従業員懲戒プロセスを設けることが求められます。

サプライヤーには、従業員が職場での問題や懸念の提起や、懲戒の決定への抗議を行うことができる苦情処理制度を設けることが求められます。

3.7 移住労働者

「移住労働者」とは、自身が国民ではない国において報酬を得る活動に従事する、している、または従事してきた者を指します。サプライヤーは、受入国の移民法や労働法を完全に遵守した上で移住労働者が雇用されていることを保証しなければなりません。

4 インテグリティと 企業倫理

4.1 腐敗防止法

サプライヤーは、エアバスとの関係における義務や活動の履行に適用されるすべての腐敗防止法令を遵守するものとします。

サプライヤーには、購入契約、パートナーシップ、合併事業、相殺契約、ならびに代理人やコンサルタントなどの第三者の使用を含むすべての事業協定における腐敗を防止し検出するために、自社の事業のリスクに合わせたコンプライアンスプログラムを導入し、合理的なデューデリジェンスを実行することが求められます。

4.2 違法な支払い

サプライヤーは、政府職員、政党、公職の候補者、またはその他の者に対して、不適切な金銭あるいは高価な物による支払いの提案、約束、実行、受領、または受領の同意を行ってはならないものとします。

これには、ビザの取得や通関手続きといった日常的な行政措置の履行の迅速化あるいは確実化を目的とした、いわゆる「円滑化」または「潤滑化」のための支払いの禁止が含まれますが、ただし、こうした迅速化サービスに対する正式で適法な政府の料金体系があり、政府が領収書を発行する場合はその限りではありません。健康や安全に対する差し迫った脅威がある場合は、個人の安全のための支払いは許容されます。

サプライヤーは、いかなる顧客やサプライヤー、その代理人、代表者などに対しても違法な支払いを提供してはならず、また違法な支払いを受けることに同意してはなりません。当社はサプライヤーに対し、不当な影響を行使するか不適切な利益を得ることを意図した金銭あるいは高価なものの直接的または間接的な受け取りや支払いあるいはその約束に従業員に対して禁止することを求めています。この禁止規定は、当該活動が現地法に違反しない可能性のある場所においても適用されます。

4.3 詐欺および欺瞞

サプライヤーは、不正な行為や、人を欺く行為、虚偽の主張、または自社を代理する他の者がそうした行為をするのを許すことによって、いかなる種類の利益も得ようとしてはなりません。これには、詐欺行為、窃盗、ならびに財産や情報のあらゆる種類の不正流用が含まれます。

4.4 競争と独占禁止

サプライヤーは、価格の固定、談合、不正入札、供給の制限、または市場の割り当て／支配を行う公式または非公式な反競争的取り決めを締結してはなりません。またサプライヤーは、競合他社と、現在、最近、または将来の価格情報を交換して

はなりません。サプライヤーは、カルテル、あるいは違法な形で競争を制限するか競争に影響を及ぼす活動に参加してはなりません。

4.5 贈答品／業務上のもてなし

サプライヤーには、自社の製品やサービスのメリットに基づく競争を行うことが求められます。サプライヤーは、公正でない競争上の優位性を得る目的で、業務上のもてなしの授受を利用することはできません。いかなるビジネス関係においても、サプライヤーは、贈答品や業務上のもてなしの提供や受け取りが適用される法令で認められているものであること、ならびに贈答品やもてなしの授受が受け取り側組織の規則や基準に違反しておらず、市場の合理的な慣習や慣行に合致していることを保証しなければなりません。現金または現金同等物による贈答は、提供することも受け取ることも一切認められません。

4.6 インサイダー取引

サプライヤーならびにその従業員には、エアバスとのビジネス上の関係の過程で入手した重要な、または非公開の情報を、いかなる企業の株式または証券についても、その取引の根拠として、あるいは他者によるそうした取引を可能にする目的で利用することが認められません。

4.7 利益相反

サプライヤーには、あらゆる利益相反、ならびに利益相反と受け止められる状況を避けることが求められます。サプライヤーは、実際に利益相反が起きた場合、または利益相反の可能性がある場合に、影響を受けるすべての当事者に直ちにその旨を通知するものとします。これには、エアバスとの間での、個人的な利害や近親者、友人、または同僚の利益相反が含まれます。

5 環境・安全衛生

5.1 環境・安全衛生マネジメントシステム

サプライヤーには、事業活動、製品、サプライチェーンの全体で積極的に環境リスクを管理しながらビジネスを行うことが求められます。

さらにサプライヤーには、適切な環境マネジメントシステム(例えば ISO 14001 や同等のもの)を確立することが要求され、これには、環境面での配慮を製品の設計やサービスに取り入れるなど、環境パフォーマンスの効果的管理を目的とした方針や手順が含まれます。

またサプライヤーには、適切な安全衛生マネジメントシステム(例えば ISO 45001 や同等のもの)を確立することが要求され、これには、死亡や業務に関連した怪我ならびに健康障害を減らすための取り組みや安全上のハザードへの曝露の抑制によって、従業員、請負業者、訪問者ならびにその他のサプライヤーの活動により

影響を受ける可能性がある者の安全衛生と福祉を保護するための方針が含まれます。

サプライヤーは、衛生的な労働環境を提供するために合理的な措置を講じるべきであり、従業員の業務の遂行や安全が、アルコール、規制物質、合法・違法薬物によって損なわれないようにする義務があります。

5.2 物質・化学物質の管理

サプライヤーには、ライフサイクル全体にわたって製品を安全に使用できるように、製品の環境・安全衛生(EHS)事項に関する最新の情報をエアバスに伝えることが求められます。

サプライヤーにはさらに、サプライヤーの製品やサービスに関連する下流側の要件を満たすために、エアバスと協力することが要求されます。

これに加えてサプライヤーには、供給の継続性を保証できるよう、一部の化学物質／物質に関する将来的な規制上の制約を予想しておくことが求められます。

5.3 持続可能な製品とプロセスの開発

エアバスのサプライヤーは、エアバスの持続可能性戦略を積極的にサポートし、ライフサイクルを通じて環境への影響を最小限に抑えられる革新的な製品とプロセスを開発、製造ならびに提供するため最善の努力を行うものとします。

サプライヤーには、気候変動への影響を低減し、エネルギーや水ならびに天然資源の使用効率を向上させ、廃棄物の量や有害物質の使用を最小限にし、製品等は適切な外装で梱包して発送し、使い捨てプラスチックの使用を減らすなどして再使用可能な、またはリサイクルされた梱包材の使用を促進し、かつ、大気への排出の管理を責任をもって行うことが求められます。

6 製品安全性

サプライヤーには、自社の組織とプロセスによって、エアバスの製品安全性戦略を積極的にサポートし、耐空性ならびに安全に関する規制への継続的な準拠に貢献することが求められます。

6.1 安全性に対する姿勢

サプライヤーには、自社の従業員各自が全力で取り組み、かつ、乗客や航空会社スタッフそして自社の従業員の生命の安全が製品安全性への自らのコミットメントにかかっていることを常に意識できるようにすることが求められます。

6.2 安全第一

サプライヤーには、組織内のあらゆるレベルで「安全第一」の原則に従い、これを推進すること、ならびに製品の安全性が決して損なわれないように従業員各自が最善を尽くすことを保証することが求められます。

6.3 規制枠組みにおける機敏な対応と共有

サプライヤーは、継続的な耐空性と安全性を維持すると同時に、適用される規制に従って、潜在的な安全上の問題を滞りなくエアバスに報告しなければなりません。

- サプライヤーには、許容可能な期限内に行われる安全上の問題に関する分析をサポートすることが求められます。
- サプライヤーには、適用される規制に従って、事故／インシデント調査をサポートすることが求められます。

6.4 安全強化

サプライヤーには、安全マネジメントシステムの原則に従って、製品の安全性または製品に関わる作業の安全性（あるいはその両方）に影響を及ぼす可能性のあるすべての事象について、自らのエンジニアリング上の判断に基づき、エアバスに積極的に報告することが求められます。

7 情報保護

7.1 要配慮情報、機密情報、および専有情報の保護

サプライヤーには、すべての要配慮情報、機密情報、ならびに専有情報の適切な保護を保証することが要求されます。

サプライヤーは、エアバスとの関係において、適用されるデータプライバシーに関するすべての法令を遵守しなければなりません。

サプライヤーは、適切な IT サイバーセキュリティプログラムの実装による情報システムへの新たなリスクの軽減を含め、適切な物理的ならびに電子的セキュリティ手続きを通じて、不正なアクセスや破壊、使用、改変、開示から個人データ／個人情報を含む他者の要配慮情報、機密情報、および専有情報を保護しなければなりません。

サプライヤーは、データ侵害やセキュリティインシデントが疑われる場合や実際に起きた場合に、これを認識後直ちに、エアバスに報告する必要があります。

7.2 知的財産

サプライヤーは、開示からの保護を含め、知的財産権の主張に適用されるすべての法律を遵守しなければなりません。

8 海外との取引および 輸出管理

8.1 輸入

サプライヤーは、自社のビジネス慣行が、部品、コンポーネント、技術データ、サービスの輸入に適用されるすべての法律、指令、規則に従っていることを保証しなければなりません。

8.2 輸出管理

サプライヤーは、自社のビジネス慣行が、米国、EU ならびに適用される国内の規制を含めた輸出管理に関する法令に準拠していることを保証しなければなりません。制裁および禁輸に関する法律の遵守もこれに含まれます。サプライヤーは、要求された場合には、真実かつ正確な輸出管理分類ならびに情報を提供し、輸出管理許可あるいはその他の認定を取得するものとし、必要な場合は宣言を通知しなければなりません。

8.3 責任ある鉱物調達

サプライヤーは、重要材料ならびに紛争鉱物の直接的・間接的調達（すなわち購入製品に取り入れられる場合）に関して適用される法令を遵守しなければなりません。こうした材料には、「紛争鉱物」（錫、タングステン、タンタル、金）、レアアース、ならびにその他の鉱物や金属（例えば、ボーキサイト、コバルト、チタン、リチウム）が含まれます。サプライヤーは、自社が納入する製品に含まれる可能性がある重要材料ならびに「紛争鉱物」が責任あるやり方で（すなわち、環境への影響が限定的であり、人権を侵害しないやり方で）調達されていることを合理的に保証するための方針ならびに管理体制を確立するものとします。

サプライヤーは、深刻な人権侵害の加害者である武装集団に直接的または間接的に資金を提供するか利益をもたらす紛争鉱物の使用を根絶するための取り組みをサポートするものとします。サプライヤーには、デューデリジェンスを実行し、要求があれば、こうした鉱物に関する供給元と加工流通過程管理に関する裏付けデータをエアバスに提供すること、ならびに原産地または生産手法（あるいはその両方）に関して疑わしい点があればエアバスに対しそれを明らかにすることが求められます。

提供される材料の「加工流通過程管理」が、「確認不可能」またはその他の理由で不明である場合は、サプライヤーには、適切な認証を取得するか、または鉱物の当該供給元を段階的に排除することが求められます。

8.4 偽造部品

サプライヤーには、偽造部品や偽造材料が納入されるリスクを最小限に抑えるために、自社製品に適した効果的な方法およびプロセスを開発ならびに導入し維持することが求められます。偽造部品や偽造材料を検出、報告して隔離するため、ならびに偽造部品や材料がサプライチェーンに再び入ることを防ぐための効果的なプロセスを設ける必要があります。

偽造部品や偽造材料が発見された場合や疑われる場合、サプライヤーは当該偽造部品または材料(あるいはその両方)を受け取る取引先に直ちに通知する必要があります。

8.5 税の支払い

サプライヤーは、事業活動を行う国で適用される税に関するすべての法令を遵守し、税務当局に対してオープンで透明性のある姿勢で対応することを保証しなければなりません。いかなる状況であれ、サプライヤーは、違法な脱税を故意に行ったり、他者に代わってそうした脱税を助長したりしてはなりません。

したがってサプライヤーは、脱税またはその助長のリスクを最小限にするための効果的な管理手段を設けるものとし、従業員の理解と効果的な実行、さらに従業員によるあらゆる懸念の報告を可能にするような適切なトレーニング、サポートならびに内部告発の手続きを提供する必要があります。

8.6 支払慣行

サプライヤーには、その支払慣行に関して公正で合理的であること、ならびに合意された契約上の支払条件と適用法に従って、異議のない有効な請求書の支払いを期限通りに行うことが求められます。

サプライヤーには、ビジネス上の記録を作成、保存ならびに保持することに加えて、記録に示される土台となる取引についての隠蔽や虚偽の記述を目的とした記録内容の変更を行わないことが求められます。

サプライヤーには、前述の活動が正確かつ確実に実施されることを保証できるよう、関連する適切な管理手段を設けることが求められます。

いかなる形式であれ、商取引の証拠として作成される、あるいは受け取られるすべての記録は、記述される取引やイベントを完全かつ正確に表すものでなければなりません。記録の保存は、該当する記録保存要件に基づいて行う必要があります。

サプライヤーには、従業員やサードパーティに、報復を恐れることなく助言を求めたり、法的または倫理的な懸念を提起したりできる、匿名での報告機会を含む適切な報告経路を提供することが求められます。

エアバスでは、報復行為の防止、検出、是正のための措置を取ることをサプライヤーに求めています。

本行動規範の要求に対する違反があったときは、関連する調達契約の条項に従って、契約関係の見直しや是正措置の実行が行われる可能性があります。

エアバス OpenLine は、サプライヤーとその従業員が使用できる安全で機密性の高い報告経路であり、賄賂、人権、環境、安全衛生、製品安全性の分野におけるエアバスに関連した通報を自発的に行うことが可能です。エアバス OpenLine のウェブサイト (www.airbusopenline.com) から利用することができ、13 の言語に対応しています。



IFBEC について

企業倫理の実践に関する国際フォーラム (IFBEC) は、米国航空宇宙産業協会 (AIA) と欧州航空宇宙防衛産業協会 (ASD) のメンバー企業によって設立された団体です。IFBEC は、倫理的なビジネス慣行の分野のベストプラクティスや世界的傾向に関する、業界関係者間での情報交換の機会を提供しています。IFBEC のメンバーは、航空宇宙防衛産業のためのビジネス倫理に関する一連のグローバル原則を策定し、AIA と ASD による承認を受けています。このフォーラムは、持続可能な競争力のためにビジネス慣行を共有したいと考えるあらゆる企業に開かれています。

IFBEC は、航空宇宙または防衛分野で活動する企業のためのグローバルかつ業界全体に及ぶ倫理基準の策定を、グローバル原則を通じて促進し推進することを目的としています。IFBEC はまた、業界や利害関係者向けに、世界中での倫理的なビジネスに関する課題や慣行ならびに機会についての情報やベストプラクティスを交換する機会を設けることにも重点を置いています。

IFBEC のグローバル原則は、ビジネスにおける倫理的な行動そして統一された一連の基準に対する航空宇宙業界および防衛業界のコミットメントを確認するものです。グローバル原則では、腐敗に対する非寛容、アドバイザーの使用、利益相反の管理、ならびに専有情報の尊重に関連するビジネス上の行動が規定されます。

企業は、同原則を正式に遵守することで、グローバル原則に合致する倫理的ビジネス行動を促進するプログラムならびに方針を自社のビジネス慣行に取り入れることを誓約することになります。

本規範に関するご質問またはご意見は、下記の連絡先にお送りください。

compliance@airbus.com

AIRBUS

AIRBUS S.A.S.31707 Blagnac Cedex, France

© AIRBUS S.A.S.2021 - All rights reserved. エアバス (Airbus)、そのロゴならびに製品名は登録商標です。

コンセプトデザイン: MultiMedia Studio 20200482.
写真提供: Airbus, W. Schroll.

2021 年 3 月

エアバス・プリントセンターによりフランスにて印刷。

機密・専有文書。本書ならびに本書に記載されるすべての情報は、AIRBUS S.A.S.の独占所有物です。本書の提供または本書の内容の開示によって、知的財産権が付与されることはありません。AIRBUS S.A.S.の書面による同意なしに、本書を複製または第三者に開示することを禁止します。

本書ならびにその内容を、提供された目的以外の目的に使用することを禁止します。本書における記述は、何らかのオファーを構成するものではありません。

本書の記述は、上述した前提に基づいており、誠実に表現されたものです。これらの記述についての根拠が示されていない場合、AIRBUS S.A.S.は喜んで根拠を説明します。

本冊子は、トリプルスターサテン紙に印刷されています。

この紙は、EMAS (EU 環境管理監査制度) の認定を受け、ISO 9001-14001、PEFC™ ならびに FSC® CoC 認証を受けた工場で製造されています。材料には、塩素や酸を使わずに白色化したパルプが用いられています。この紙は完全にリサイクル可能であり、持続可能な森林資源で育てられた木から作られています。

印刷を担当したエアバス・プリントセンター (フランス 31707) では、発生するすべての副産物の廃棄物管理とリサイクルプログラムに取り組んでいます。